

## 学区外就学に該当する事由

特殊学級（特別支援学級）の該当児童、指定校に該当学級が設置されていない場合
通学路の交通の便や安全の確保が困難であると認められる場合
両親とも勤務する等、他に保護者に代って児童を保護する者がいないため、保護者の勤務場所に近い学校又は保護者に代わって保護する祖父母等の居住する場所に近い学校に通学させようとする場合
小学校の児童が年度始め又は年度途中で他の通学区域に転居したとき、それまでの学校へ学年末又は卒業まで通学させようとする場合
家屋の建築等のために転居する予定がある場合、その暫定期間
その他児童及び保護者にとって著しく過重な負担となることが予測される場合
上記以外の理由により指定された学校以外の学校に通学を希望する場合で、指定された学校と通学を希望する学校の両校長が児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき